

第17回酒類販売業等に関する懇談会説明資料

不当廉売等に対する取組

公正取引委員会事務総局取引部

取引企画課長 野口 文雄

不当廉売等に対する取組

1 独占禁止法上の考え方

企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得することは、正常な競争手段とはいえない、これにより他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある不当廉売は、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

2 考え方の明確化

公正取引委員会では、事業活動の中でどのような行為が実際に違反となるかを具体的に示した指針（ガイドライン）を作成している。

(酒類)

- 酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について

(平成12年11月)

- 酒類の不当廉売に関する考え方の明確化について (平成13年4月)

(ガソリン)

- ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について

(平成13年12月)

(情報システム調達)

- 官公庁の情報システム入札における安値受注に対する考え方の公表

(平成13年1月)

3 最近の違反事件処理

- (1) 平成13年度以降、次の不当廉売、差別対価事件について警告・公表。

○ 酒類

- 小売業者による不当廉売 5件
- ビールメーカーによるビール・発泡酒に関する小売業者に対する取引条件等の差別取扱い (平成15年12月)

○ ガソリン

- 小売業者による不当廉売 4件

○ 家電

- 小売業者による不当廉売 1件

○ 官公庁の調達における安値入札

- 情報システム開発業者による不当廉売 3件
- 建設工事業者による不当廉売 1件
- 設計コンサルタント業者による不当廉売 1件

(2) また、不当廉売につながるおそれがあるとして、迅速処理により注意を行ったものは次のとおり。

品目 年度	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
平成 13 年度	2,494	86	3	41	2,624
平成 14 年度	904	79	3	21	1,007
平成 15 年度	507	75	12	59	653

4 ガソリン、ビール、家電の流通実態調査

小売業者の不当廉売の問題の背景にあると考えられるメーカーが行うリベート等の差別取扱いの問題などを明らかにするため、ガソリン、ビール、家電のメーカー等に対する実態調査を実施しており、流通の構造的な問題についても調査を実施中。

5 不当な価格表示への対応

「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」の改定（平成 14 年 12 月）を行うとともに、不当な価格表示を行った事業者に対しては厳正な対処を行った（平成 15 年 11 月 大型家電量販店に警告）。

○ 最近の警告事例

酒類

株マルダイに対する件（平成15年3月警告）

秋田市に所在する店舗において、一部の銘柄のビール及び発泡酒（350ミリリットル缶24個入りケース）について、平成14年10月から同年12月までの間、その販売に要する費用を著しく下回る価格で継続して販売し、周辺地域に所在する酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを感じさせた疑い。

株ナイスに対する件（平成15年3月警告）

秋田市及び南秋田郡天王町に所在する店舗において、一部の銘柄のビール及び発泡酒（350ミリリットル缶24個入りケース。同6個入りパックのビールを含む。）について、平成14年10月から同年12月までの間、その販売に要する費用を著しく下回る価格で継続して販売し、周辺地域に所在する酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを感じさせた疑い。

紅屋商事株に対する件（平成15年3月警告）

秋田市に所在する店舗において、一部の銘柄のビール及び発泡酒（350ミリリットル缶24個入りケース）について、平成14年10月から同年12月までの間、不当に低い価格で販売し、周辺地域に所在する酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを感じさせた疑い。

（有）スーパードラッグアサヒ秋田に対する件（平成15年3月警告）

秋田市に所在する店舗において、一部の銘柄のビール及び発泡酒（350ミリリットル缶24個入りケース）について、平成14年10月から同年12月までの間、不当に低い価格で販売し、周辺地域に所在する酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを感じさせた疑い。

また、下記のビールメーカーに対して、ビール・発泡酒の取引について、取引条件等の差別取扱い（一般指定第4項）の規定に違反する疑いがある行為を行ったとして警告を行った。

アサヒビール株に対する件（取引条件等の差別取扱い）

（平成15年12月警告）

ビール・発泡酒の販売に当たり、大阪府の南部地域において、同社の取引先卸売業者から同社製品を低廉な価格で仕入れている一部の小売業者に対し、同社製品の取扱数量が同程度とみられる他の小売業者と比べて著しく相違する販売促進費を提供するなどして、大阪府の南部地域におけるビール・発泡酒の小売業者間の公正な競争秩序に悪影響を与えていた疑い。

酒類小売業者に対する警告について

平成15年3月25日
公正取引委員会

公正取引委員会は、秋田市等に所在する店舗を有する酒類小売業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、同酒類小売業者4社（以下「4社」という。）に対し、同法第19条（不公正な取引方法第6項〔不当廉売〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

1 関係人

事業者名	本店所在地	代表者名
株式会社マルダイ	秋田市牛島東五丁目3番26号	代表取締役 大高 俊平
株式会社ナイス	秋田市新屋豊町3番48号	代表取締役 斎藤 一郎
紅屋商事株式会社	青森市新町二丁目5番8号	代表取締役 秦 勝重
有限会社スーパードラッグアサヒ秋田	秋田市泉北四丁目3番21号	取 締 役 生田 昭彦

2 違反被疑行為の概要

- (1) 4社のうち、株式会社マルダイ及び株式会社ナイスは、秋田市に所在する店舗（株式会社ナイスにあっては、秋田県南秋田郡天王町に所在する追分店を含む。）において、一部の銘柄のビール及び発泡酒（350ミリリットル缶24個入りケース。株式会社ナイスにあっては同6個入りパックのビールを含む。）について、平成14年10月から同年12月までの間、その販売に要する費用を著しく下回る価格で継続して販売し、それぞれ、各店舗の周辺地域に所在する酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑いがある行為を行っていた。
- (2) 4社のうち、紅屋商事株式会社及び有限会社スーパードラッグアサヒ秋田は、秋田市に所在する店舗において、一部の銘柄のビール及び発泡酒（350ミリリットル缶24個入りケース）について、平成14年10月から同年12月までの間、不当に低い価格で販売し、それぞれ、同店舗の周辺地域に所在する酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑いがある行為を行っていた。

3 警告の対象となった廉売を行っていた店舗及び主要な販売価格の事例 別表のとおり。

4 警告の概要

4社は、今後、前記2のような行為を行わないこと。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査上席（公正競争監視室）

電話 03-3581-2508（直通）

公正取引委員会事務総局東北事務所第一審査課

電話 022-225-7095（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

警告の対象となった廉売を行っていた店舗及び主要な販売価格の事例

事業者名	対象店舗	ビール	発泡酒
株式会社マルダイ	牛島店, 広面店, おのば店, 八橋 店	3, 680円~3, 780円	2, 180円~2, 280円
株式会社ナイス	外旭川店, 追分 店, 仁井田店, 割山店	3, 780円 (6缶入りパック968円)	2, 180円~2, 298円
紅屋商事株式会社	メガ土崎店	3, 798円	2, 298円
有限会社スーパード ラッグアサヒ秋田	秋田中央店	3, 780円~3, 798円	2, 158円~2, 298円

アサヒビール株式会社に対する警告について

平成15年12月8日
公正取引委員会

1 公正取引委員会は、アサヒビール株式会社（以下「アサヒビール」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいてビール・発泡酒の取引について審査を行ってきたところ、本日、アサヒビールに対し、同法第19条（不公正な取引方法第4項〔取引条件等の差別取扱い〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

(1) 関係人

名称	アサヒビール株式会社
所在地	東京都中央区京橋三丁目7番1号
代表者	代表取締役 池田 弘一
事業の概要	ビール・発泡酒の製造販売ほか

(2) 警告の概要

ア アサヒビールは、ビール・発泡酒の販売に当たり、大阪府の南部地域において、同社の取引先卸売業者から同社製品を低廉な価格で仕入れている一部の小売業者に対し、アサヒビール製品の取扱数量が同程度とみられる他の小売業者と比べて著しく相違（例えば、平成14年8月から平成15年3月までの間、最大8倍程度の格差）する販売促進費を提供するなどして、大阪府の南部地域におけるビール・発泡酒の小売業者間の公正な競争秩序に悪影響を与えていた疑いのある行為を行っていた。

イ アサヒビールに対し、今後、前記アと同様の行為を行わない旨を警告した。

2 当委員会は、平成12年11月24日、「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（酒類ガイドライン）を公表しているところであり、ビールメーカーによる不当に差別的な販売促進費提供事案等については、今後とも、厳正に対処していくこととしている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局公正競争監視室

電話 03-3581-2508（直通）

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第一審査課

電話 06-6941-2193（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

参考

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）
(抄)

〔定義〕

第二条 (略)

②～⑧ (略)

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

一 不當に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

二～六 (略)

⑩ (略)

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

- 不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）(抄)

〔取引条件等の差別取扱い〕

4 不當に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

いわゆる「ノンアルコール飲料」の表示の適正化について

平成15年7月14日
公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部

1 近年、例えば、「ノンアルコールビール」、「ノンアルコールワイン」、「ノンアルコール清酒」と、酒類の名称に「ノンアルコール」との文言を冠した、いわゆる「ノンアルコール飲料」の市場が急速に拡大している状況にある。

消費者は、「ノンアルコール飲料」について、アルコール分が含有されていないにもかかわらず酒類であるビール等の風味や味わいを得ることができるビール等の代替的飲料として選好しているものと考えられるが、実際には、「ノンアルコール飲料」には、ある程度のアルコール分が含有されている。

このため、このような酒類の代替的飲料に「ノンアルコール」等の表示が行われると、消費者は、アルコール分が全く含有されていない酒類の代替的飲料であると誤認するおそれがある。

2 公正取引委員会は、このような状況を踏まえ、本日までに、ノンアルコール飲料の製造業者又は販売業者を構成事業者に含むビール酒造組合、日本洋酒輸入協会、日本ワイナリー協会、日本洋酒酒造組合、日本酒造組合中央会、全国小売酒販組合中央会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、社団法人日本セルフ・サービス協会、社団法人スーパーマーケット協会及び日本フランチャイズチェーン協会に対し、消費者の適切な商品選択に資する観点から、構成事業者に対する表示の適正化の指導を要望した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課
電話 03-3581-3376（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>